

番号	請求日	公開請求の内容 (※ほぼ原文通り)	実施機関 (担当室課)	決定日	決定 の 種類	決定の理由等	異議申立日	備 考
1	平成22年8月4日	4/23、6/22の応接記録と、その決裁事項が判る文書。2件 (府教委、府政情報室、家庭支援課、私学大学課)	知事 (府民文化部人権室)	【応接記録に係る部分】 平成22年8月17日	不存在 非公開	上記請求の内容については、作成していないため、保有していない。	平成22年9月6日	
2				【決裁事項が判る文書に係る部分】平成22年8月17日	不存在 非公開	上記請求の内容については、決裁行為は行っていないため、保有していない。	平成22年9月6日	
3		個人メモが、情報提供出来ると判る文書 ※情報提供の根拠	知事 (府民文化部府政情報室)	平成22年8月18日	不存在 非公開	上記請求に関する文書は、存在しない。	平成22年9月6日	
4	平成22年10月4日	個人メモが、条例上の訂正請求として、その用式で、手続きが行える規定(〇〇主査が、個人メモを受け付けている=8/4)	知事 (府民文化部府政情報室)	平成22年10月18日	不存在 非公開	上記請求に係る規定はなく、請求内容に係る文書は作成していないため、保有していない。	平成22年10月29日	請求書では、〇〇主査は実名
5		通常を意図する事が、判る文書	知事 (府民文化部府政情報室)	平成22年10月18日	不存在 非公開	本件公開請求にかかる行政文書は、作成していないため、管理していない。	平成22年10月29日	
6	平成22年10月4日	府民の声に時間制限が有るか否か判る文書	知事 (府民文化部府政情報室)	平成22年10月18日	不存在 非公開	本件公開請求にかかる行政文書は、作成していないため、管理していない。	平成22年10月29日	「府民の声」とは、「府民等から府に寄せられる提言、要望、意見、苦情等の申出」のことである。(「大阪府広報広聴等事務取扱要領」参照)

番号	請求日	公開請求の内容 (※ほぼ原文通り)	実施機関 (担当室課)	決定日	決定の 種類	決定の理由等	異議申立日	備考
7	平成23年2月16日	請求書本日が、数年に渡る弁明書(広聴グループ府情第2128号)の規定(本日を数年に変更している為)	知事 (府民文化部府政情報室)	平成23年3月2日	不存在 非公開	上記請求に係る規定はなく、請求内容に係る文書は作成していないため、保有していない。	平成23年3月23日	「府情第2128号」とは知事(広報広聴グループ)が、個人情報開示請求にかかる異議申立てについて、大阪府個人情報保護審議会に提出した弁明書のことである。
8	平成23年3月23日	一部の請求に全部が、特定に成る規定が、分かる文書。(府情第3472号に例示有る。)	知事 (府民文化部府政情報室)	平成23年4月6日	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書は、作成していないため管理していない。	平成23年5月12日	「府情第3472号」とは知事(広報広聴グループ)が個人情報開示請求に対して行った部分開示決定通知書のことである。
9	平成23年3月31日	広聴Gの22年4月・6月「応接」に際した稟議書全部(一式)	知事 (府民文化部府政情報室)	平成23年4月14日	部分公開	<p>○対象文書 「□□労働組合関西地方本部、同××支部、同支部◎◎分会」からの要望書について(伺い)</p> <p>○非公開部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体役員の印影(条例第8条第1項第1号該当) ・労働組合の支部委員長及び分会委員長の氏名(条例第9条第1号該当) 	平成23年5月12日	
10		人事課考査グループ△△主査が、3/23に処分規定内容やりとりで、「誰と誰!？」と聞かれても、判らない為、勉強してくださいと主張。勉強できる点全部。	知事 (総務部人事室人事課)	平成23年4月12日	不存在 非公開	本件請求に係る行政文書を作成又は取得していないため管理していない。	平成23年5月12日	請求書では、△△主査は実名